

クリエート浜松「中部協働センター」

施設利用料金（単位：円）

場所・利用区分		午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30 分まで
21講座室	地域活動団体	490	710	350
	その他	980	1,420	710
22講座室	地域活動団体	410	630	310
	その他	830	1,270	630
クッキングルーム	地域活動団体	410	630	310
	その他	830	1,270	630
51会議室	地域活動団体	490	710	350
	その他	980	1,420	710
52会議室	地域活動団体	410	630	310
	その他	830	1,270	630
53会議室	地域活動団体	490	710	350
	その他	980	1,420	710
第1和室（萩）	地域活動団体	410	630	310
	その他	830	1,270	630
第2和室（松）	地域活動団体	410	630	310
	その他	830	1,270	630

備考

1. 地域活動団体とは、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体
その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体及び社会教育
法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市長が認めるものです。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用す
る場合を除き正時までになります。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰
り上げに係る利用料金は次の通りです。
（1）所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時
間の属する利用時間区分の利用料金（下記4に該当する利用にあたっては、
当該規定により算出した額です。（2）において同じです。）に相当する額
です。
（2）所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後
9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額です。

4. 営利目的として、1,001円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合や、商品の展示、宣伝または販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、利用時間区分の利用料金の2倍に相当する額となります。
5. 株式会社（有限会社含む）、合同会社、合資会社、合名会社が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額となります。
6. ご質問・不明な点等ございましたら、クリエート浜松事務室まで問合せください。

設備利用料金

種別	利用区分	金額	摘要
ビデオプロジェクター	1日1回につき	1,230	1台
DVDレコーダー		610	
拡声装置		1,230	1式 マイクロホン 1本を含む。
ダイナミック型マイクロホン		460	1本
ワイヤレスマイクロホン		720	1チャンネル
マイクロホンスタンド		50	1本
移動用VTR卓		1,230	1式
電気コンセント		100	1口(1キロワット 以内)
山台		100	1台
長机		20	1脚
展示パネル		50	1台
譜面台		20	1本
調理台		300	1台
彫刻台		40	1台
工芸台		40	
スポットライト		20	
備考			

1. 地域活動団体が利用する場合の利用料金は、調理台の利用料金を除き、所定の利用料金の5割に相当する額です。
2. 利用料金を算定して得た額に10円未満の額があるときは、これを切り捨てます。